

・ 注 意 事 項 ・

- ・マスクの着用(フェイスシールド使用可)、手洗い・うがいの励行。
- ・服装は、会社指定の制服・制帽又はヘルメット。(私服はダメ)
- ・靴は動きやすいもの。(サンダル等はダメ)
- ・夜光チョッキ、手袋、赤色灯、旗は、必要ありません。
- ・腕時計を用意してください。
- ・特別講習(事前講習含む)は、録音・録画・撮影等の行為は禁止。
- ・試験時は、携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等は持ち込み禁止。
- ・受講生用の駐車場はありません。
- ・遅刻は厳禁ですので、時間に余裕をもっておこしください。
- ・体調不調等で休まれる場合には、協会携帯にご連絡ください。

・ 学 科 に つ い て ・

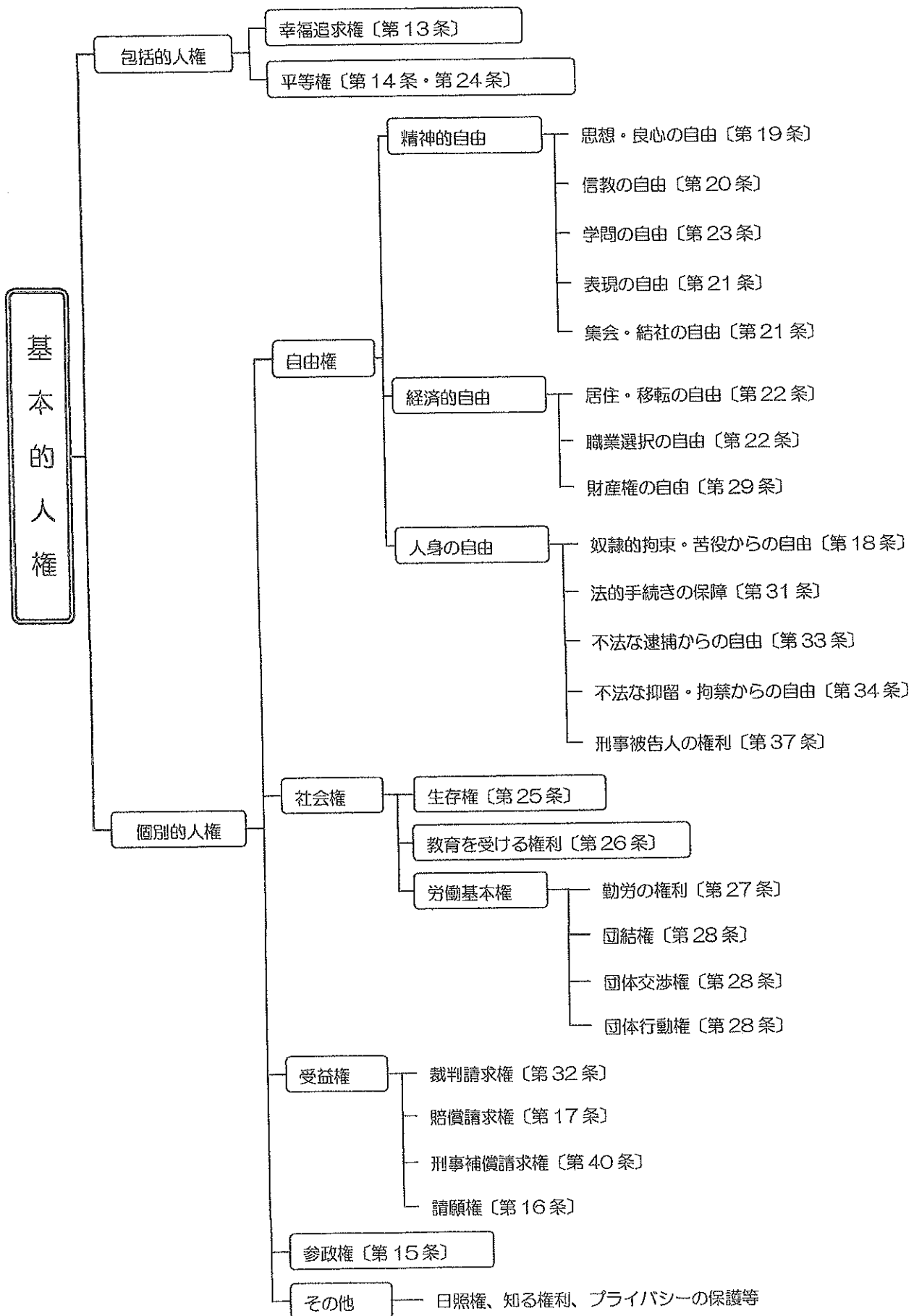
- ・学科試験は、教本を中心に出题されます。
- ・教本を繰り返し読んでおいて下さい。
- ・講義を受ければ、学科試験に合格できるというものではありません。
- ・教本と問題集を併用することをお勧めします。

しっかりと予習し、復習することが合格へつながります。

・ 学 科 試 験 に つ い て ・

- ・学科試験は、五枝択一の60分間で問題数は20 問です。
- ・90%以上で合格です。間違えられるのは2 問です。
- ・答案用紙は「マークシート答案用紙」です。
- ・筆記用具は、HBの鉛筆又はシャープペンシル、プラスチック消しゴム。
(ボールペン、サインペン、砂消しゴム等は使用できません)
- ・不必要なものは持ち込みできません。

憲法（基本的人権）



犯 罪 の 成 立 要 件

刑法上でいう「犯罪の成立要件」



犯罪とは、「刑罰法規によって定められた犯罪の構成要件（犯罪行為の定型）に該当する違法で有責な行為（人の行為）である」とされる。



犯罪が成立するためには、「下記4要件」を具備していることが必要であり、これら要件の何れか一つでも欠けると成立しない。



構成要件該当性	違 法 性	有 責 性	行為(人の行為)
刑罰法規で定める犯罪の構成要件（定型）を十分に満たさない行為や、類似行為（類推解釈）は、該当性を欠くものとして、犯罪は成立しない。	行為そのものが違法（犯罪の構成要件に該当する）であっても、法秩序に反しない特別の事情（違法性阻却事由）がある場合は、違法性がなくなり、犯罪が成立しない。	故意・過失のない者や是非善悪の判断能力等を備えていない心神喪失者、14歳未満の者等の行為は、有責性がないもの（有責性阻却事由）として、犯罪は成立しない。	行為として現れない人の心理状態・人格態度等や、人の行為でない自然現象、動物の活動など、それ自体では、犯罪は成立しない。

正当防衛と緊急避難の対比表

	正当防衛〔刑法第36条〕	緊急避難〔刑法第37条〕
基 本	正 対 不正	正 対 正
状 況	急迫不正の侵害（人の行為） ※過去や未来の侵害には不可	現在の危難（人の行為・自然現象） ※過去や未来の危難には不可 （自然現象等によって利益侵害の状態が生じた場合にも成立する）
目 的	自己又は他人の権利（利益） ※防衛するため	自己または他人の生命、身体、自由若しくは財産（名誉・貞操も含まれる） ※危難を避けるため
損 害 賠 償	損害賠償は生じない	民法上の賠償責任は生じる（危難の対象となるもの以外）
手 段	他に手段があっても可 （妥当な手段方法による防衛行為は認められる）	他に手段があれば不可 （正当防衛に比べて要件が厳格である。これを緊急避難の補充性という）
行 為	やむを得ずにした行為	やむを得ずにした行為で、生じた害が避けようとした害の程度を越えなかった場合に有効（法益均衡の原則）
対 象	何人でも可	業務上特別の義務がある者は、原則として許されない
特 記	不正な侵害行為が責任能力のない者で、有責性阻却事由に該当する場合であっても、違法性があれば正当防衛は成立する。	
過 剰 行 為	過剰行為は刑罰の対象となる ※情状により減軽又は免除	過剰行為は刑罰の対象となる ※情状により減軽又は免除

刑事訴訟法

(1) 刑事訴訟法？

憲法31条「法定手続きの保障」を受けて、刑法で規定される犯罪行為に対し、犯人を逮捕したり、
刑罰を科したりする為の手続きを定めた法律が刑事訴訟法

(2) 逮捕？

①逮捕 = 人の身体を直接に束縛し、自由を拘束すること

⇒ 監視し逃走を防止している場合も逮捕に当たる

②逮捕の種別

- a. 令状逮捕・・・第199条
- b. 現行犯逮捕・・・第213条
- c. 緊急逮捕・・・第210条

(3) 現行犯人とは

①現行犯人（第212条第1項）

「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。」

- a. 「現に罪を行い」
- b. 「現に罪を行い終つた」
- c. 「罪」とは、特定の罪を指す ⇒ 窃盗罪、殺人罪、傷害罪、・・・

②準現行犯人（第212条第2項）

- a. 本来の現行犯ではないが、明らかに現行犯と推測できる場合に、これを現行犯とみなして逮捕できる
- b. 「犯人として追呼されているとき」⇒「泥棒～」、「待て～」、「・・・」
- c. 「ぞう物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき」
⇒盗んだ財布、人を刺した刃物
- d. 「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」⇒×体の特徴（あざ、ほくろ等）
- e. 「誰何されて逃走しようとするとき」⇒「誰だ？」とか「懐中電灯で照らす」

(4) 現行犯逮捕に伴う実力行使の限界

相手が抵抗した場合＝ある程度の実力行使も許される

⇒ あくまでも社会通念上相当な程度の実力行使

⇒ 必要な程度を超えると＝暴行罪、傷害罪等に問われる場合もある

(5) 犯人の所持している凶器、盗品等に対する措置

一般私人は、現行犯逮捕の場合でも逮捕現場の搜索、差押は認められない

(6) 現行犯人逮捕のための住居等への立ち入り

警備員が現行犯人を追跡中、犯人が他人の住居に逃げ込んだ場合、警備員が承諾なしにその住居に侵入すると、住居侵入罪に問われることも考えられる

(7) 現行犯逮捕後の措置

①第214条『私人による現行犯逮捕』

直ちに警察官等に身柄を引き渡す。一般私人が現行犯逮捕後、取調べをしたり、留置をしたりすることは認められない。

⇒ 正当な理由がなく、引渡しを遅延させると＝監禁罪に問われることも考えられる